

ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長門市への外国人観光客の誘致及び滞在の促進を図るために、旅行会社等が行う旅行商品造成に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第5項に規定する宿泊をいう。
- (2) 飲食 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に掲げる飲食店営業を行う店舗から食事の提供を受けることをいう。
- (3) 体験 長門市の地域資源を活用した有料コンテンツ（一般社団法人長門市観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）が適当と認めるものに限る。）を体験することをいう。
- (4) 訪日外国人旅行者 日本国以外の旅券を有し、「短期滞在」に該当する在留資格を有する者をいう。

(補助の対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、国内外の関係法令に定める旅行業登録を受けている事業者とする。ただし、宗教・政治を目的とする団体である場合は対象としない。

(補助の対象要件)

第4条 次の各号に掲げる要件を満たす事業に助成金を交付する。ただし、観光目的でないもの（宗教、政治への参加を目的とするもの及び公序良俗に反する内容であると判断されるもの）その他会長が不適当と認めるものについては対象としない。

- (1) 2026年4月1日以降に実施され、2027年3月20日までに全行程が終了するもの。
- (2) 1回あたりの訪日外国人旅行者の送客数が10人以上であること。なお、添乗員、通訳ガイド、運転手等ツアー関係者はその数に含めない。
- (3) 市内の宿泊施設に宿泊すること。なお宿泊先以外での飲食又は有料体験を行程に含む場合はそれらを加算要件とする。

(補助金の交付額)

第5条 次に掲げる(1)宿泊を基本要件とし、加算要件(2)(3)を満たす場合は基本要件の額にそれらを合算した額を交付する。なお、添乗員、通訳ガイド、運転手等ツアー関係者は対象外とし、一事業者当たりの補助限度額は一会計年度あたり30万円とする。

- (1) 市内の宿泊に対し、人数に1人3,000円を乗じた額とする。
- (2) 宿泊先以外での市内における飲食に対し、人数に1人1,000円を乗じた額を加算する。
ただし、1人あたりの注文金額が3,000円以上の場合を対象とする。
- (3) 市内での有料体験に対し、人数に1人1,000円を乗じた額を加算する。
ただし、1人あたりの金額が1,000円以上の場合を対象とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。なお、交付決定額の合計が予算額に達したときは、そのときをもって申請受付を終了とする。

- (1) 旅行業登録を証明する書類
- (2) 募集型企画旅行のチラシまたはツアー行程表(予定)
- (3) 送客名簿(予定)

(補助金の交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨をながと外国人観光客滞在促進事業補助金(変更)交付決定通知書(別記様式第2号)により通知する。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた団体等(以下「実施団体」という。)は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(事業計画等変更の承認申請)

第9条 実施団体は、事業計画の内容を変更しようとする場合若しくは予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合又は事業を中止する場合は、速やかにながと外国人観光客滞在促進事業変更・中止承認申請書（別記様式第3号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、会長が当該変更を軽微な変更を認めるときは、この限りではない。

- 2 会長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 3 前項の場合においては、第7条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 実施団体は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は2027年3月20日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてながと外国人観光客滞在促進事業補助金実績報告書（別記様式第4号）を会長に提出しなければならない。

- (1) ツアー行程表（実績）
- (2) 送客名簿（実績）
- (3) 宿泊施設の宿泊証明書（証明書の内容が記載された領収書（写）でも可）
- (4) 飲食・体験施設の証明書（証明書の内容が記載された領収書（写）でも可）

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の実績報告書の提出があった場合、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨をながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付額確定通知書（別記様式第5号）により通知する。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定により通知を受けた実施団体は、補助金の交付を受けようとするときは、ながと外国人観光客滞在促進事業補助金交付請求書(別記様式第6号)を会長に提出しなければならない。なお、海外送金において受取人取引銀行で発生する手数料については請求者の負担とする。

(補助金交付決定の取消し等)

第13条 会長は、補助金の交付決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 申請書、実績報告書、添付書類等に不正又は著しい不備があるとき。
- (2) 天災地変、天候不順、交通機関の運休等の理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能なとき。
- (3) 要領に違反したとき。
- (4) その他会長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、第11条の規定に基づく補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 会長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年8月15日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。